

第23回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年2月26日（木曜日）午前10時

受付開始：午前9時30分

開催場所

東京都千代田区九段南一丁目6番5号

九段会館テラス

コンファレンス&バンケット 3階 302-茜

議 案

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

株主総会にご出席いただけない場合

インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使
くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2026年2月25日（水曜日）午後6時まで

証券コード 5250
(発送日) 2026年2月10日
(電子提供措置の開始日) 2026年2月4日

株 主 各 位

東京都千代田区一番町8番地
住友不動産一番町ビル1階
プライム・ストラテジー株式会社
代表取締役 吉 政 忠 志

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.prime-strategy.co.jp/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR」「株式について」「株主総会」(ページ下部)を順に選択いただき、ご確認ください。)



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「プライム・ストラテジー」又は「コード」に当社証券コード「5250」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年2月25日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年2月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区九段南一丁目6番5号
九段会館テラス コンファレンス&バンケット 3階 302-茜
3. 目的事項
報告事項
 1. 第23期（2024年12月1日から2025年11月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第23期（2024年12月1日から2025年11月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部ではありません。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年2月26日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時半)

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年2月25日(水曜日)
午後6時00分入力完了分まで

書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年2月25日(水曜日)
午後6時00分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX股
XXXXXXXXXX月XX日

選挙日現在のご所有株式数 XX株
議決権の数 XX股

1. _____
2. _____

ログインQRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
パスワード XXXXXX
見本

〇〇〇〇〇〇〇

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1号議案**
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
 - 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 第2・3号議案**
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
 - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
 - 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・インターネットおよび書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

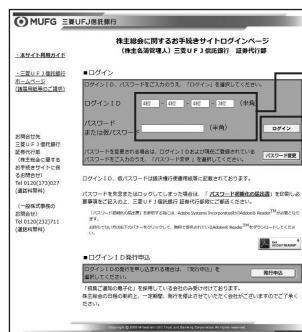


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.muftg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主様向けライブ配信及び事前質問受付のご案内

本株主総会につきましては、ご出席を見合わせていただいた株主様がご自宅でも株主総会の模様をご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信を実施いたします。
また、インターネットによる事前質問もお受けしていますので、是非ご利用ください。

1. ライブ配信について
オンライン（Zoom）で配信されるライブ中継動画をご視聴いただきます。
2. ライブ配信参加の手続き

①下記Zoomウェビナーお申込みフォームにアクセスいただき、必要な項目をご入力ください。

<Zoomウェビナーお申込みフォーム>
https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_lFbmx3f5QxemayoNjjVFeQ



②申込受付が完了しますと、登録完了メールがご登録のメールアドレスに配信されます。

③登録完了メールにライブ配信URLとパスワードが記載されていますので、URLにアクセスいただき、パスワードをご入力の上、ライブ配信にご参加ください。

3. 配信日時
2026年2月26日（木） 9：50～株主総会終了時刻

4. 事前質問方法
下記URL（事前質問受付フォーム）にアクセスいただき、質問内容をご送信ください。

<事前質問受付フォーム>
<https://forms.office.com/r/7Xi1V4H42W>



<受付期間>
受付期間 2026年2月12日（木） 9：00 ～ 2026年2月23日（月） 17：00

※受付期間終了後にご送信いただいた質問にはお答えできかねます。
※ご質問の全てに回答することはいたしかねる場合があります。
※ご質問により当社が取得する個人情報は、株主総会の質疑応答の運営上、必要な限りにおいて使用いたします。

注意事項

- ・本総会会場のライブ配信映像は、ご出席される株主様のプライバシーに配慮して撮影いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう可能性があることをあらかじめご了承ください。
- ・ライブ配信による株主総会の模様をご視聴いただく皆様におかれましては、当日のご質問及び決議にご参加いただくことができません。
- ・当日は安定した配信に努めてまいります。通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害ならびに配信のタイムラグ等が発生する可能性がございます。当社はこれら通信障害によってインターネットによるライブ配信をご視聴いただく皆様が被った不利益に関しては、一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- ・ライブ配信当日において、ライブ配信をご視聴いただく皆様の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声トラブルにつきましてもサポート出来かねます。
- ・ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は皆様の負担となります。
- ・映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載、複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じさせていただきます。

事業報告

(2024年12月 1日から
2025年11月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、企業収益や個人消費の回復等により、国内景気は緩やかな回復基調で推移しております。一方で、不安定な世界情勢、資源価格の高騰、為替相場の変動等、経済の見通しは依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、IT業界ではデジタル化の需要が年々高まっています。政府が推進するデジタルトランスフォーメーション（DX）や技術革新に伴い、企業のIT投資が拡大しており、クラウドやAI、データ分析など先端技術への注目がさらに強まっています。特に中小企業でもDXへの取り組みが進み、クラウド導入や業務の効率化が活発化していることが、業界全体の成長を後押ししています。こうした急速な成長の背景には、クラウドを活用したビジネスの効率化や、新たなサービスの創出が不可欠であるとの認識が広がっていることが挙げられます。

また、サイバーセキュリティへの懸念が高まっています。国内外の企業等でのサイバー攻撃被害が続いており、国民生活や社会経済への影響も深刻化しています。近年では、日本の政府機関や地方自治体、企業のウェブサイトを標的としたDDoS攻撃も相次いで発生し、業務継続に支障をきたす事例が増えています。今後、企業のセキュリティ対策強化へのニーズが急速に高まり、セキュリティ関連市場の拡大も予想されます。

このような経営環境のもと、当社は、超高速CMS実行環境「KUSANAGI」をはじめとしたサーバ高速化ソリューション「KUSANAGI Stack」でKUSANAGI Stack事業を展開し、一気に通貫でWebサイトの保守・運用を行うKUSANAGIマネージドサービスの拡大を図ってまいりました。これまで取り組んできた営業力強化のための施策等が当連結会計年度は徐々に実を結び、下半期には新規顧客、既存顧客いずれも大型の案件の受注が獲得できました。またKUSANAGI有償版ライセンスの販売についてもマーケティング強化、製品力強化を行っており、直近では、既存のKUSANAGI Premium EditionとKUSANAGI Business Editionに加えて、セキュリティ対策を強化したKUSANAGI Security Editionもリリースされております。しかし、2025年11月期通期においては、KUSANAGIマネージドサービスは、想定外の解約等が発生したことや、有効リード数・商談数・受注額がそれぞれ未達であったこと等の影響から、目標の売上高に達しませんでした。また、新規に市場投入をしたKUSANAGI Security Editionについても想定を下回る販売状況となりました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高887,044千円（前年度比3.5%増）、営業利益143,612千円（前年度比32.3%減）、経常利益144,937千円（前年度

比31.7%減)、親会社株主に帰属する当期純利益107,750千円(前年度比29.1%減)、となり、通期の業績予想に対する実績値は下回る結果となりました。今後は、KUSANAGIマネージドサービスについては新規案件商談数の向上を目標に、KUSANAGI Security Editionについてはより多くのミドルウェアやOSへの自動アップデート、AIによる自動修正機能などを通じ、利用者がより安心できる機能の追加拡充を目指して、業績向上を図ってまいります。

なお、当社グループの事業セグメントは、KUSANAGI Stack事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は17百万円で、その主なものはMAGATAMA Stack 開発におけるソフトウェアの開発(13百万円)であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第20期 (2022年11月期)	第21期 (2023年11月期)	第22期 (2024年11月期)	第23期 (当連結会計年度) (2025年11月期)
売上高 (千円)	770,988	877,193	857,213	887,044
経常利益 (千円)	291,774	265,884	212,274	144,937
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	197,569	185,376	151,899	107,750
1株当たり当期純利益 (円)	69.32	56.00	43.51	30.68
総資産 (千円)	729,110	1,502,165	1,637,073	1,606,552
純資産 (千円)	333,984	1,298,961	1,413,026	1,422,395
1株当たり純資産 (円)	117.19	375.53	400.56	405.01

(注) 2022年8月30日開催の取締役会決議により、2022年9月15日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第20期(2022年11月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第20期 (2022年11月期)	第21期 (2023年11月期)	第22期 (2024年11月期)	第23期 (当事業年度) (2025年11月期)
売上高 (千円)	740,463	843,615	826,137	857,672
経常利益 (千円)	276,150	253,790	198,171	131,732
当期純利益 (千円)	186,000	175,314	142,162	97,870
1株当たり当期純利益 (円)	65.26	52.96	40.72	27.86
総資産 (千円)	700,468	1,468,386	1,593,342	1,546,110
純資産 (千円)	304,130	1,258,137	1,362,026	1,359,268
1株当たり純資産 (円)	106.71	363.73	386.11	387.04

(注) 2022年8月30日開催の取締役会決議により、2022年9月15日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第20期(2022年11月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
PRIME STRATEGY NEW YORK, INC.	30,000 USD	100.0%	北米地域における当社サービスの販売 当社サービスのサポート

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は、以下の通りと認識しております。

① グループシナジーの創出

当社グループは、2025年12月26日付けでGMOインターネットグループ株式会社へグループジョインいたしました。今後は「[KUSANAGI] 技術のグループ横断展開」「AI・ハイパーオートメーションのグループ全体への展開」「エンタープライズ領域における法人向けソリューション強化」の3点を中心とした強力なシナジーを創出し、企業価値の向上と「お客様の笑顔」の創出を目指してまいります。

② 優秀な人材の確保

当社グループが持続的に成長するために、提供するサービスの安定成長を実現し、国内外での顧客拡大を進め、AI関連ビジネスの拡大を目指すことが重要であると考えております。そのためには、各分野での専門性の高い人材獲得が特に重要な課題と考えております。そこで、積極的に採用活動を行い、優秀な人材の確保に努めてまいります。特に、高いレベルのAI技術を持つ技術者の採用、営業力の強化を推進する人材の採用、マーケティングレベルの向上を達成する人材の採用、については非常に重要であり、特に注力した採用活動に取り組んでまいります。

③ 「KUSANAGI Stack事業」の安定成長

当社グループの収益基盤の安定のためには、既存事業を基軸にした堅調な安定成長が不可欠であると考えております。特に、「KUSANAGI Stack事業」における、KUSANAGIマネージドサービスやライセンスビジネスについては、安定成長を実現することが重要な課題と考えております。そのために、マーケティングや営業強化による新規案件商談数の向上を最大目標にして、様々な施策を企画・実行することで、既存事業の安定成長に推進してまいります。

④ AI関連ビジネスの売上拡大

当社グループがさらなる成長を実現するためにも、AI関連ビジネスの拡大が重要と認識しております。そこで、「MAGATAMA Stack」を基軸とした当社のAI関連サービスの拡大、マーケティング施策による当社のAI関連サービスの認知度向上に努め、AI関連ビジネスによる売上拡大を図ってまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

顧客満足度の高いサービス提供のためには、内部管理体制の強化が必要であると認識しております。また、事業規模拡大に対応した十分な内部管理体制の整備が必要であることも認識してお

ります。当社グループは、管理部門についても積極的な人材採用を進めてまいりますが、社内業務のIT化、自動化を図ると共に、積極的に外部委託を活用し、より効率的で効果的な内部管理体制を構築してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年11月30日現在)

事業区分	事業内容
KUSANAGI Stack事業	超高速CMS環境「KUSANAGI」を導入したサーバーのマネージドサービス

(6) 主要な事業所 (2025年11月30日現在)

① 当社

本社	東京都千代田区
----	---------

② 子会社

PRIME STRATEGY NEW YORK, INC.	米国ニューヨーク州
----------------------------------	-----------

(7) 使用人の状況（2025年11月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
KUSANAGI Stack事業	28名	3名増

(注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。また、臨時雇用者数については、従業員総数の10%未満のため、記載を省略しております。

2. 当社グループは、KUSANAGI Stack事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
27名	3名増	47.4歳	5.2年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。また、臨時雇用者数については、従業員総数の10%未満のため、記載を省略しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年11月30日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	31百万円
城南信用金庫	19
株式会社三井住友銀行	10

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年11月25日開催の取締役会において、GMOインターネットグループ株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）及び関係法令に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場をとり、当社の株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。併せて、公開買付者との間で資本業務提携契約を締結することを決議いたしました。詳細については2025年11月25日付で公表しました「GMOインタ

ーネットグループ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明及び同社との資本業務提携契約に関するお知らせ」をご参照ください。

本公開買付けは 2025年11月26日から実施し 2025年12月23日をもって終了いたしました。本公開買付けに応募された当社株式の数の合計が買付予定数の下限（1,849,400株）以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。その結果、親会社、親会社以外の支配株主、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動が生じております。詳細については、2025年12月24日付で公表しました「GMOインターネットグループ株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社、親会社以外の支配株主、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」および連結計算書類の連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年11月30日現在)

① 発行可能株式総数 8,000,000株

② 発行済株式の総数 3,552,000株

(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は24,400株増加しております。

③ 株主数 2,387名

④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
中村 けん牛	1,447,800 株	41.2%
中村 八千代	646,400	18.4
株式会社 エアトリ	116,000	3.3
大島 義裕	51,600	1.5
北川 誉人	42,100	1.2
株式会社 イントラスト	37,200	1.1
楽天証券株式会社 共有口	32,200	0.9
J P モルガン証券株式会社	28,502	0.8
株式会社 SBI証券	20,895	0.6
宮 坂 仁	20,400	0.6

(注) 持株比率は自己株式 (40,031株) を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 2 回 新 株 予 約 権	第 3 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2021年2月24日	2021年11月12日
新 株 予 約 権 の 数		27個	108個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 5,400株 (新株予約権1個につき 200株)	普通株式 21,600株 (新株予約権1個につき 200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 71,000円 (1株当たり 355円)	新株予約権1個当たり 71,000円 (1株当たり 355円)
権 利 行 使 期 間		2023年2月25日から 2031年2月24日まで	2023年11月13日から 2031年11月12日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 1
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員及び 社外役員を除く)	新株予約権の数 27個 目的となる株式数 5,400株 保有者数 2名	新株予約権の数 108個 目的となる株式数 21,600株 保有者数 2名
	取 締 役 (監 査 等 委 員)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は、次の通りであります。

- ①各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - ②新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における取締役、監査役又は執行役員又は従業員の地位にあることを要する。
 - ③割り当てた新株予約権の総数のうち、2023年12月1日に上限42個、2024年12月1日に残りの新株予約権が権利行使可能となる。
 - ④その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
2. 上記のうち、取締役1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
3. 2022年9月15日付で行った1株を200株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2025年11月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	吉政 忠志	マーケティング&セールス部管掌 AIビジネス部管掌 一般社団法人BOSS-CON JAPAN 代表理事 一般社団法人Pythonエンジニア育成推進協会 代表理事 一般社団法人日本ネットワーク技術者協会 代表理事 吉政創成株式会社 顧問 PRIME STRATEGY NEW YORK, INC. President
取締役	池宮 紀昭	KUSANAGI事業部管掌
取締役	城塚 紘行	経営管理部管掌 PRIME STRATEGY NEW YORK, INC. Director
取締役	小館 亮之	学校法人津田塾大学総合政策学部 教授 一般社団法人高知医療再生機構 理事
取締役	大崎 理乃	国立大学法人島根大学 特任准教授
取締役(常勤監査等委員)	添田 繁永	公認会計士 株式会社リバイブル 監査役 株式会社Wellness X Asia 監査役
取締役(監査等委員)	森田 芳玄	弁護士法人GVA法律事務所 パートナー弁護士
取締役(監査等委員)	鈴木 隆之	株式会社アストロスケールホールディングス 監査役

- (注) 1. 取締役小館亮之氏及び大崎理乃氏並びに取締役(監査等委員)添田繁永氏、森田芳玄氏及び鈴木隆之氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(常勤監査等委員)添田繁永氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員)森田芳玄氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、添田繁永氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役小館亮之氏及び大崎理乃氏並びに取締役(監査等委員)添田繁永氏、森田芳玄氏及び鈴木隆之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 当事業年度中の取締役の退任は次のとおりであります。
- ・2025年2月27日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって、中山勝美氏は取締役を任期満了により退任いたしました。なお、退任時における地位は取締役、担当は経営管理部管掌、重要な兼職の状況はPRIME STRATEGY NEW YORK, INC. Directorでありました。
7. 当社は執行役員制度を導入しております。2025年11月30日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執行役員	大曲 仁	KUSANAGI事業部
執行役員	林 正孝	経営管理部
執行役員	渡部 直樹	KUSANAGI事業部
執行役員	相原 知栄子	KUSANAGI事業部
執行役員	入江 直樹	マーケティング&セールス部
執行役員	押尾 孝浩	AIビジネス部
執行役員	松隈 基至	マーケティング&セールス部

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役小舘亮之氏及び大崎理乃氏並びに各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法であることを認識しながら行った行為等に起因する損害の場合には填補の対象としないこととしております。

⑤ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会において決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

取締役（社外取締役を除く。以下「業務執行取締役」という。）の報酬等については、企業価値の最大化に向けた業務執行取締役の意欲を高めるとともに、株主の中長期的利益との連動性を意識したものとし、各業務執行取締役の職責に応じた固定報酬と業績連動報酬で構成しております。

固定報酬は、従業員給与の最高額、役員報酬の世間相場及び前歴等を勘案し、役員ごとに年額にて決定しております。

業績連動報酬は、業績評価の指標等に応じて、金銭報酬または非金銭報酬を支給することとし、その水準は各取締役の基本報酬額の50%を上限とし、下限は不支給としております。

なお、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等については、業務執行から独立した立場から経営を監督及び助言することを考慮して固定報酬のみで構成し、社外取締役の果たす役割等を考慮して役員ごとに年額にて決定しております。

b.取締役（監査等委員である取締役）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役（監査等委員である取締役）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役（監査等委員である取締役）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

監査等委員である取締役の報酬等については、企業業績に左右されず業務執行取締役の職務の執行を監査する立場を考慮して基本報酬のみとし、監査等委員である取締役の個人別の報酬等の額は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により、役員ごとに年額にて決定することとしております。なお、当該方針は監査等委員である取締役の協議により決定しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	41百万円 (4)	41百万円 (4)	—	—	6名 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	11 (11)	11 (11)	—	—	3 (3)
合 計 （うち社外役員）	52 (15)	52 (15)	—	—	9 (5)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬額については、2022年8月30日開催の臨時株主総会において、年額100百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は7名（うち社外取締役2名）であります。
2. 取締役（監査等委員）の報酬等の総額については、2022年8月30日開催の臨時株主総会において、年額15百万円と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名であります。

3. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 取締役の報酬等の総額には、2025年2月27日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く。）1名の在任中の報酬等の額が含まれております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 社外取締役小舘亮之氏は、一般社団法人高知医療再生機構の理事、学校法人津田塾大学総合政策学部の教授であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 社外取締役大崎理乃氏は、国立大学法人島根大学の特任准教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 社外取締役（監査等委員）添田繁永氏は、株式会社リバイブルの監査役及び株式会社Wellness X Asiaの監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 社外取締役（監査等委員）森田芳玄氏は、弁護士法人GVA法律事務所のパートナー弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 社外取締役（監査等委員）鈴木隆之氏は、株式会社アストロスケールホールディングスの監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 小 舘 亮 之	<p>当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。取締役会では主に学術の見地から積極的に意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p>
社外取締役 大 崎 理 乃	<p>当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。取締役会では主に学術の見地から積極的に意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員の一人として、当事業年度に開催された委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p>
社外取締役 (監査等委員) 添 田 繁 永	<p>当事業年度に開催された取締役会15回のうち、監査等委員として全てに出席いたしました。また、監査等委員会15回のうち全てに出席いたしました。取締役会では主に公認会計士としての専門的見地から積極的に意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会においても、主に公認会計士としての専門的見地から適宜必要な発言を行っており、適切に役割をはたしております。</p>

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員) 森田 芳 玄	<p>当事業年度に開催された取締役会15回のうち、監査等委員として全てに出席いたしました。また、監査等委員会15回のうち全てに出席いたしました。</p> <p>取締役会では主に弁護士としての専門的見地から積極的に意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会においても、主に弁護士としての専門的見地から適宜必要な発言を行っており、適切に役割をはたしております。</p>
社外取締役 (監査等委員) 鈴木 隆 之	<p>当事業年度に開催された取締役会15回のうち、監査等委員として全てに出席いたしました。また、監査等委員会15回のうち全てに出席いたしました。</p> <p>取締役会では主に会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき積極的に意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会においても適宜必要な発言を行っており、適切に役割をはたしております。</p>

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。現時点では特別な買収への対抗措置は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、株主への利益配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、バランスをとりながら検討していくことを基本方針としております。

また、当社は、剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本方針としており、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。併せて、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

当期の剰余金の期末配当につきましては、当期の業績や財政状態を総合的に勘案した結果、1株当たり配当金として、前期の21円から1株当たり1円増配し、22円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2025年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,431,806	流動負債	158,272
現金及び預金	1,284,625	買掛金	30,306
売掛金	99,167	1年内返済予定の長期借入金	36,431
仕掛品	321	未払費用	37,783
前払費用	43,720	未払法人税等	9,975
未収入金	2,417	契約負債	11,739
その他の	1,553	その他の	32,035
固定資産	174,746	固定負債	25,885
有形固定資産	4,832	長期借入金	25,885
建物及び構築物	3,182		
減価償却累計額	△ 879		
建物及び構築物(純額)	2,303		
工具、器具及び備品	9,842		
減価償却累計額	△ 7,313		
工具、器具及び備品(純額)	2,528		
無形固定資産	37,527	負債合計	184,157
特許権	7,146	(純資産の部)	
ソフトウェア	6,112	株主資本	1,413,755
その他の	24,267	資本金	453,798
		資本剰余金	413,932
		利益剰余金	589,868
		自己株式	△ 43,843
投資その他の資産	132,386	その他の包括利益累計額	8,639
長期前払費用	33,434	為替換算調整勘定	8,639
繰延税金資産	5,119		
その他の	93,832		
		純資産合計	1,422,395
資産合計	1,606,552	負債純資産合計	1,606,552

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年12月1日から
2025年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	887,044
売上原価	391,210
売上総利益	495,833
販売費及び一般管理費	352,220
営業利益	143,612
営業外収益	
受取利息	2,281
受取配当金	0
為替差益	1
合計	2,283
営業外費用	
支払利息	909
保証料償却	49
合計	959
経常利益	144,937
税金等調整前当期純利益	144,937
法人税、住民税及び事業税	38,845
法人税等調整額	△ 1,658
当期純利益	107,750
親会社株主に帰属する当期純利益	107,750

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,369,546	流動負債	160,957
現金及び預金	1,224,495	買掛金	33,488
売掛金	95,919	1年内返済予定の長期借入金	36,431
仕掛品	321	未払金	17,285
前払費用	43,334	未払費用	37,365
その他	5,474	未払法人税等	9,975
固定資産	176,564	契約負債	11,739
有形固定資産	4,832	その他	14,671
建物	3,182	固定負債	25,885
減価償却累計額	△ 879	長期借入金	25,885
建物(純額)	2,303		
工具、器具及び備品	9,636		
減価償却累計額	△ 7,108		
工具、器具及び備品(純額)	2,528	負債合計	186,842
無形固定資産	37,527	(純資産の部)	
特許権	7,146	株主資本	1,359,268
ソフトウェア	6,112	資本金	453,798
その他	24,267	資本剰余金	413,798
投資その他の資産	134,205	資本準備金	413,798
関係会社株式	0	利益剰余金	535,515
出資金	20	その他利益剰余金	535,515
長期前払費用	33,434	繰越利益剰余金	535,515
繰延税金資産	6,937	自己株式	△ 43,843
その他	93,812	純資産合計	1,359,268
資産合計	1,546,110	負債純資産合計	1,546,110

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年12月1日から
2025年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	857,672
売上原価	388,695
売上総利益	468,977
販売費及び一般管理費	338,543
営業利益	130,433
営業外収益	
受取利息	2,281
受取配当金	0
営業外費用	
支払利息	909
保証料償却	49
為替差損	24
経常利益	131,732
税引前当期純利益	131,732
法人税、住民税及び事業税	35,811
法人税等調整額	△ 1,949
当期純利益	97,870

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年1月23日

プライム・ストラテジー株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	跡部	尚志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中井	清二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、プライム・ストラテジー株式会社の2024年12月1日から2025年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、プライム・ストラテジー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年1月23日

プライム・ストラテジー株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	跡部	尚志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中井	清二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、プライム・ストラテジー株式会社の2024年12月1日から2025年11月30日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年12月1日から2025年11月30日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年1月26日

プライム・ストラテジー株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 添 田 繁 永 ㊞

監 査 等 委 員 鈴 木 隆 之 ㊞

監 査 等 委 員 森 田 芳 玄 ㊞

(注) 監査等委員添田繁永、鈴木隆之及び森田芳玄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) GMOイズムの明記

当社は新たに2025年12月26日付でGMOインターネットグループ株式会社へグループジョインいたしました。グループジョイン以降、当社はGMOイズムに基づいて経営を実践し続けています。今後もGMOイズムを実践することで、新たなインターネットの文化・産業とお客様の「笑顔」「感動」を創造し、社会と人々に貢献し、「すべての人にインターネット」を実現していくため、GMOインターネットグループの根幹であるGMOイズムを記載し、企業理念を明確にするために変更案第2条を新設するものです。

(2) 商号変更

当社は新たに2025年12月26日付でGMOインターネットグループ株式会社へグループジョインいたしました。これに伴い、一体感の向上、ブランド力強化等を目的として、「プライム・ストラテジー株式会社」から新商号「GMOプライム・ストラテジー株式会社」に変更するべく現行定款第1条（商号）を変更するものであります。

なお、この定款変更の効力発生日は、附則を設け2026年2月27日とし、効力発生日をもってこれを削除するものといたします。

(3) 所在地変更

当社は新たに2025年12月26日付でGMOインターネットグループ株式会社へグループジョインしたことから、会社相互の連結の強化と業務効率向上のため、現行定款第3条（本店の所在地）を東京都千代田区から東京都渋谷区に変更するものであります。

なお、この定款一部変更は、2026年6月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする附則を設けるものであります。

(4) 取締役会による事後承認の禁止

経営の透明性の確保、内部統制等の観点から、取締役会による事後承認の禁止を明確にするため、変更案第28条を新設するものであります。

(5) 場所の定めのない株主総会の開催

当社は居住地にかかわらず多くの株主の皆様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化を図り、また、各種の感染症や大規模自然災害発生時等のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款12条に第2項を追加するものであります。

なお、この定款一部変更は、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として効力を生ずるものとする附則を設けるものであります。

(6) 事業年度の変更

当社の事業年度は毎年12月1日から翌年11月30日までの1年としておりますが、新たに2025年12月26日付でGMOインターネットグループ株式会社へグループジョインしたことから、決算期の統一を行い、予算編成や業績管理等、経営及び事業運営の効率化を図ることを目的として、事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更いたします。これに伴い、現行定款11条、33条、35条、に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第24期事業年度は2025年12月1日から2026年12月31日までの13か月となります。そのため経過措置として附則を設けるものであります。

(7) その他、上記の各変更に伴う条数の変更及び字句の修正

2. 変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(商号) 第1条 当社は、<u>プライム・ストラテジー株式会社</u>と称し、英文では、<u>PRIME STRATEGY CO.,LTD.</u>と表示する。</p> <p>(新設)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都<u>千代田区</u>に置く。</p> <p>第4条～第7条 (条文省略)</p>	<p>(商号) 第1条 当社は、<u>GMOプライム・ストラテジー株式会社</u>と称し、英文では、<u>GMO PRIME STRATEGY CO.,LTD.</u>と表示する。</p> <p>(GMOイズム) 第2条 当社は、<u>GMOインターネットグループの一員として、グループの創業の精神としての「スピリットベンチャー宣言」を根幹とする「GMOイズム」に基づき、インターネットの”場”の提供に経営資源を集中し、「日本を代表する総合インターネットグループ」として、インターネットを豊かに楽し、新たなインターネットの文化・産業とお客様の「笑顔」「感動」を創造し、社会と人々に貢献する。</u></p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第4条 当社は、本店を東京都<u>渋谷区</u>に置く。</p> <p>第5条～第8条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>第9条 (条文省略)</p>	<p>第10条 (現行どおり)</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>(基準日)</p> <p>第11条 当会社は、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第12条 当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めたものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第15条～第26条 (条文省略)</p>	<p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p><u>2. 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めたものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第16条～第27条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第27条～第30条 (条文省略)</p> <p>(取締役会規程) 第31条 当社の取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会で定める取締役会規程による。</p> <p>(監査等委員会規則) 第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>	<p>(取締役会による事後承認の禁止)</p> <p>第28条 取締役会において決議すべき事項についての取締役会の決議は、当該事項の執行の後にこれを得ることを禁止する。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、取締役会において決議すべき事項について、当該事項が緊急かつ重要なものであり、当該事項の執行に先んじて取締役会の決議を得るのでは当社の経営に重大な影響を及ぼす場合に限り、代表取締役は、法令又は定款に違反しない範囲で、取締役会の決議に先んじて当該事項を執行することができる。</p> <p>3. 前項の場合には、代表取締役は、前項に定める執行後に開催される最初の取締役会において、当該執行の事実を報告し、当該執行について、議決に加わることができる取締役全員の賛成による決議を得なければならない。</p> <p>第29条～第32条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会規程) 第33条 当社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める取締役会規程による。</p> <p>(監査等委員会規則) 第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>

現行定款	変更案
<p>(事業年度) <u>第33条</u> 当社の事業年度は、<u>毎年12月1日から翌年11月30日まで</u>とする。</p> <p><u>第34条</u> (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) <u>第35条</u> 当社の期末配当基準日は、毎年<u>11月30日</u>とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>5月31日</u>とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p><u>第36条～第38条</u> (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(事業年度) <u>第35条</u> 当社の事業年度は、<u>毎年1月1日から12月31日まで</u>とする。</p> <p><u>第36条</u> (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) <u>第37条</u> 当社の期末配当基準日は、毎年<u>12月31日</u>とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>6月30日</u>とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p><u>第38条～第40条</u> (現行どおり)</p> <p><u>(本店の所在地の移転に関する経過措置)</u> <u>第41条</u> <u>第4条(本店の所在地)の変更は2026年6月30日までに開催される取締役会(会社法第370条の規定による場合を含む。)</u>において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本条は効力発生後にこれを削除する。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(場所の定めのない株主総会に関する経過措置)</u> <u>第42条 第13条第2項の変更は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の定めにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として効力を生ずるものとする。なお、本条は効力発生後にこれを削除する。</u></p>
(新設)	<p><u>(事業年度に関する経過措置)</u> <u>第43条 第35条（事業年度）の規定にかかわらず、当社の第24期の事業年度は、2025年12月1日から2026年12月31日までとする。</u> <u>2. 第37条（剰余金の配当の基準日）の規定にかかわらず、当社の第24期の事業年度の中間配当の基準日は、5月31日とする。</u> <u>3. 本条は、当社の第24期の事業年度に係る定時株主総会の終結後にこれを削除する。</u></p>
(新設)	<p><u>(商号変更に関する経過措置)</u> <u>第44条 定款第1条（商号）の変更は2026年2月27日をもって効力を生ずるものとする。なお、本条は効力発生後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては経営体制強化のため3名を増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の内容は、取締役会の諮問機関である「指名・報酬委員会」より答申を受けた上で、取締役会において承認されたものであります。

また、本議案について、監査等委員会として、特段指摘すべき点はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	<p>【再任】 よしまさ ただし 吉政 忠志 (1969年7月4日)</p>	<p>1992年4月 株式会社インテック 1995年12月 ノベル株式会社 1998年6月 SAP ジャパン株式会社 2001年9月 インフォテリア株式会社 (現 アステリア株式会社) 2003年11月 株式会社ビズリンク 代表取締役 2003年11月 ノベル株式会社 2005年5月 株式会社クレオ 顧問 2005年5月 株式会社サイオ 取締役副社長 2008年1月 ファルコンストア・ジャパン株式会社 2009年10月 コアマイクロシステムズ株式会社 2010年4月 吉政創成株式会社 設立 代表取締役 2014年2月 一般社団法人PHP技術者認定機構 (現 一般社団法人BOSS-CON JAPAN) 設立 代表理事 (現任) 2016年1月 当社 取締役 2016年6月 一般社団法人Pythonエンジニア育成推進協会 設立 代表理事 (現任) 2016年6月 一般社団法人Rails技術者認定試験運営委員会 (現 一般社団法人BOSS-CON JAPAN) Rails技術者認定試験運営委員長 2018年12月 一般社団法人日本ネットワーク技術者協会 代表理事 (現任) 2024年8月 吉政創成株式会社 顧問 (現任) 2024年9月 当社 代表取締役 (マーケティング部管掌) 2024年9月 PRIME STRATEGY NEW YORK, INC. President (現任) 2025年6月 当社 代表取締役 (マーケティング&セールス部、AIビジネス部管掌) 2025年12月 当社 代表取締役 (マーケティング部、AI事業部管掌) (現任) (重要な兼職の状況) 一般社団法人BOSS-CON JAPAN 代表理事 一般社団法人Pythonエンジニア育成推進協会 代表理事 一般社団法人日本ネットワーク技術者協会 代表理事 吉政創成株式会社 顧問 PRIME STRATEGY NEW YORK, INC. President</p>	1,900株
<p>【選任理由】 吉政忠志氏は、多くの企業で重要な役職を歴任し、その後吉政創成株式会社の創業以来、長年にわたり代表取締役を務められ、経営者としての豊かな経験・見識を有しております。また、一般社団法人Pythonエンジニア育成推進協会等の代表理事を務めるなど、IT業界にも非常に精通しております。これらを踏まえ、同氏の経験や高い知見が、引き続き当社の企業価値向上に向けて大きな貢献を果たすことができると判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	【再任】 <small>いけみや のりあき</small> 池宮 紀昭 (1984年12月18日)	2008年 4月 株式会社コナミデジタルエンタテインメント 2011年 6月 株式会社サムザップ 業務委託 2013年 9月 株式会社レッドエンタテインメント 2015年 2月 AppMedia株式会社 業務委託 2016年10月 同社正社員採用 メディア事業部長 2018年 6月 当社入社 2019年10月 当社 マーケティング部 部長 2020年 1月 当社 クラウドインテグレーション事業部 部長 2020年 2月 当社 取締役 (クラウドインテグレーション事業部管掌) 2023年 6月 当社取締役副社長 (クラウドインテグレーション事業部管掌) 2024年 9月 当社 取締役 (クラウドインテグレーション事業部管掌) 2025年 6月 当社 取締役 (KUSANAGI事業部管掌) 2025年12月 当社 取締役 (KUSANAGI事業部、ライセンス事業部管掌) (現任)	6,400株
【選任理由】 池宮紀昭氏は、インターネット業界等での豊富な経験を有しており、当社では主にKUSANAGI事業部を牽引し、事業の発展に貢献してきました。これらの実績や経験から、今後もさらなる事業の発展に貢献していただくことが期待できるため、取締役候補者としております。			
3	【再任】 <small>しろつか ひろゆき</small> 城塚 紘行 (1982年 6月 4日)	2013年10月 聖橋監査法人 (現 アーク有限責任監査法人) 2016年 2月 三優監査法人 2019年11月 PwCあらた有限責任監査法人 (現 PwC Japan 有限責任監査法人) 2020年11月 城塚公認会計士事務所開設 (現任) 2020年11月 当社入社 執行役員経営管理部長 2023年 2月 当社 執行役員経営管理部長兼内部監査担当 2025年 2月 当社 取締役 (経営管理部管掌) (現任) 2025年 2月 PRIME STRATEGY NEW YORK, INC. Director (現任)	4,600株
【選任理由】 城塚紘行氏は、公認会計士の資格を有しており、当社の執行役員として財務及び会計等に関する専門的な見識に基づき業務を行ってまいりました。この経験を当社の成長に活かしていただくことを期待して、引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	<p>【新任】 ありさわ かつみ 有澤 克己 (1973年12月21日)</p>	<p>1999年 5月 インターキュー株式会社(現GMOインターネットグループ株式会社) 入社 2001年 7月 グローバルメディアオンライン株式会社(現GMOインターネットグループ株式会社) 経営戦略室マネージャー 2001年 9月 税理士登録 2003年 3月 グローバルメディアオンライン株式会社(現GMOインターネットグループ株式会社) グループ経営戦略室長 2004年 4月 グローバルメディアオンライン株式会社(現GMOインターネットグループ株式会社) グループ経営戦略本部長 2005年 3月 グローバルメディアオンライン株式会社(現GMOインターネットグループ株式会社) 取締役グループ経営戦略本部長 2008年 3月 株式会社まぐフリック (現GMOインターネット株式会社) 社外監査役 2008年 5月 GMOインターネット株式会社 (現GMOインターネットグループ株式会社) 取締役グループ財務本部長 2009年 1月 GMOインターネット株式会社(現GMOインターネットグループ株式会社) 取締役グループ財務部長 2014年 4月 GMOインターネット株式会社(現GMOインターネットグループ株式会社) 取締役 グループ管理部門副統括 グループ財務部長 2016年 3月 GMOアドパートナーズ株式会社 (現GMOインターネット株式会社) 取締役 2016年 3月 GMOインターネット株式会社(現GMOインターネットグループ株式会社) 常務取締役グループ管理部門副統括グループ財務担当兼グループ人事部長 2017年 5月 GMOインターネット株式会社(現GMOインターネットグループ株式会社) 常務取締役グループ管理部門副統括グループ財務担当兼グループ国際化支援室担当兼グループ人事部長 2020年 3月 GMOインターネット株式会社(現GMOインターネットグループ株式会社) 専務取締役グループ管理部門副統括グループ財務担当兼グループ国際化支援室担当兼グループ人事部長 2022年 3月 GMOインターネット株式会社(現GMOインターネットグループ株式会社) グループ専務執行役員グループ管理部門副統括グループ財務担当グループ国際化支援室担当グループ人事部長 2023年 7月 GMOインターネットグループ株式会社 グループ専務執行役員 グループ管理部門副統括 グループ財務担当グループ国際化支援室担当 本体事業管理本部長 2025年 1月 GMOインターネットグループ株式会社 グループ専務執行役員 グループ管理部門副統括 グループ財務担当 グループ国際化支援室担当 2026年 1月 GMOインターネットグループ株式会社 グループ専務執行役員 グループ経営支援本部長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) GMOインターネットグループ株式会社 グループ専務執行役員 グループ経営支援本部長</p>	-
<p>【選任理由】 有澤克己氏は、GMOインターネットグループの財務および人財支援・育成における豊富な経験、ならびに税理士としての専門的な知見等を有しており、広範かつ高度な視野から経営全般に対する助言を期待できることから、新たに取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	<p>【新任】 くわはら まさゆき 桑原 将行 (1999年6月8日)</p>	<p>2023年4月 GMOインターネットグループ株式会社 入社 2024年4月 GMOサイバーセキュリティbyイエラエ株式会社 出向 2025年4月 GMOインターネットグループ株式会社 帰任 グ ループ代表政策・経営推進室 2026年1月 GMOインターネットグループ株式会社 グルー プ代表戦略本部 社長室 (現任) (重要な兼職の状況) GMOインターネットグループ株式会社 グループ代表戦略本部 社長室</p>	-
<p>【選任理由】 桑原将行氏は、GMOインターネットグループでの豊富な実績や経験を有しております。また、当社の属する事業分野についても精通しております。これらの実績や経験、知見を当社の経営に活かしていただきたいため新たに取締役候補者としております。</p>			
6	<p>【新任】 なかむら けんぎゅう 中村 けん牛 (1971年3月30日)</p>	<p>1993年4月 野村証券株式会社入社 1994年1月 T A C株式会社入社 1997年9月 有限会社モーターズパルコーポレーション 取締 役 1998年10月 中村けん牛会計士補事務所設立 所長 2002年12月 当社設立 代表取締役 2015年9月 Prime Strategy Singapore Pte, Ltd.設立 Director (現任) 2015年9月 PRIME STRATEGY NEW YORK, INC. 設立 President 2023年6月 当社 代表取締役会長</p>	290,700株
<p>【選任理由】 中村けん牛氏は当社の創業者であり、元代表取締役として長きにわたって当社の経営に携わった実績があります。その豊富な知識や経験を経営全般に活かしていただきたいため新たに取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
7	<p>【再任】 こ だ て あ き ひ さ 小 館 亮 之 (1969年8月10日)</p>	<p>1994年4月 日本学術振興会特別研究員 (DC) 1994年10月 ハノーバー大学 (ドイツ) 研究フェロー 1997年4月 公益財団法人電磁応用研究所 1999年9月 学校法人早稲田大学 2001年4月 株式会社メディアグループ 2003年1月 学校法人早稲田大学 2005年4月 学校法人津田塾大学 (現任) 2016年8月 一般社団法人高知医療再生機構 理事就任 (現任) 2019年2月 当社 社外取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 学校法人津田塾大学総合政策学部教授 一般社団法人高知医療再生機構 理事</p>	-
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>小館亮之氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は情報科学技術について豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして特にテクノロジーについて専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
8	【再任】 おおさき あやの 大崎 理乃 (1984年2月3日)	2006年4月 クラリオン株式会社（現 フォルシアクラリオン・エレクトロニクス株式会社） 2012年1月 国立大学法人鳥取大学 2015年5月 国立大学法人岡山大学 2016年10月 公立大学法人産業技術大学院大学（現 東京都立産業技術大学院大学） 2021年9月 学校法人武蔵野大学 2022年9月 当社 社外取締役（現任） 2023年4月 国立大学法人信州大学 2025年3月 国立大学法人島根大学 2025年12月 国立大学法人東北大学（現任） （重要な兼職の状況） 国立大学法人東北大学 准教授	—
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>大崎理乃氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は研究者としてのテクノロジー、AI、教育に関する知見を有しており、引き続き当該知見を活かして特にテクノロジーについて専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくこと、及び、指名・報酬委員会委員として客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等いただくことを期待したためであります。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小舘亮之氏及び大崎理乃氏は社外取締役候補者であります。
3. 小舘亮之氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
4. 大崎理乃氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年5ヶ月となります。
5. 当社は、小舘亮之氏及び大崎理乃氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役（監査等委員である取締役を含む）がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者が違法であることを認識しながら行った行為等に起因する損害の場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定してお

- ります。
7. 当社は、小館亮之氏及び大崎理乃氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
 8. 有澤克己氏及び桑原将行氏は、当社の親会社でありますGMOインターネットグループ株式会社の業務執行者であり、過去10年間に於いても同社の業務執行者でありました。なお、同氏の同社における現在及び過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	【再任】 そえだ しげなが 添田 繁永 (1973年9月29日)	1998年11月 株式会社ビジネスバンク（現 AIストーム株式会社） 2001年10月 中央青山監査法人金融部 2005年4月 株式会社ベックワンソリューション（現 株式会社エイ・ジー・エス・コンサルティング） 2011年2月 キャリアリンク株式会社 2011年8月 株式会社KID'S（現 KIDS HOLDINGS） 2019年5月 株式会社Enjin 常勤監査役 2020年1月 同 取締役コーポレート本部長 2020年9月 当社 常勤監査役 2022年8月 当社 社外取締役常勤監査等委員（現任） 2023年9月 株式会社リバイブル監査役（現任） 2025年1月 株式会社Wellness X Asia監査役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社リバイブル 監査役 株式会社Wellness X Asia監査役	7,000株
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>添田繁永氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、公認会計士としての専門的な知見を活かし、主に経営の重要事項の決定および業務執行を監督していただくことを期待します。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	【再任】 すずき たかゆき 鈴木 隆之 (1952年11月8日)	1975年 4月 日本アイ・ビー・エム株式会社 2002年 9月 ディスプレイ・テクノロジー株式会社 代表取締役 2014年 6月 株式会社プロトコーポレーション 常勤監査役 2018年11月 当社 監査役 2018年12月 株式会社アストロスケールホールディングス 監 査役(現任) 2022年 8月 当社 社外取締役監査等委員(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アストロスケールホールディングス 監査役	—
【選任理由及び期待される役割の概要】 鈴木隆之氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、経営経験及び監査役経験を活かし、主に経営の重要事項の決定および業務執行を監督していただくことを期待します。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	【再任】 もりた よしもと 森田 芳玄 (1978年6月8日)	2006年11月 最高裁判所司法研修所 2007年12月 弁護士登録 原口総合法律事務所（現 英和法律事務所） 2011年9月 みずきパートナーズ法律事務所（現 弁護士法人 みずきパートナーズ法律事務所） 2016年10月 弁護士法人GVA法律事務所 2020年7月 同法律事務所 パートナー（現任） 2021年1月 当社 監査役 2022年8月 当社 社外取締役監査等委員（現任） (重要な兼職の状況) 弁護士法人GVA 法律事務所 パートナー弁護士	—
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>森田芳玄氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、弁護士としての専門的な知見を活かし、主に経営の重要事項の決定および業務執行を監督していただくことを期待します。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 添田繁永氏、鈴木隆之氏、森田芳玄氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。

3. 添田繁永氏、鈴木隆之氏、森田芳玄氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって3年6か月となります。

4. 当社は、添田繁永氏、鈴木隆之氏、森田芳玄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役（監査等委員である取締役を含む）がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者が違法であることを認識しながら行った行為等に起因する損害の場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定してお

ります。

6. 当社は、添田繁永氏、鈴木隆之氏及び森田芳玄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

【ご参考】取締役のスキル・マトリックス

本総会の議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキル・マトリックスは以下の通りです。

	氏名	GMO イズムの 実践	企業経営・ 経営戦略	業界経験	財務・ ファイ ナンス	マーケ ティング ・セールス	技術・ 研究開発	法務・ コンプラ イアンス	人事・ 労務・ 人材開発	グローバル
取締役（監査等 委員である取締 役を除く。）	吉政忠志	○	○	○		○			○	
	池宮紀昭	○	○	○		○	○			
	城塚紘行	○			○			○	○	
	有澤克己	○	○	○	○			○	○	○
	桑原将行	○	○	○		○	○			
	中村けん牛	○	○	○	○		○	○		○
	小舘亮之	○					○			○
大崎理乃	○					○		○	○	
監査等委員であ る取締役	添田繁永	○	○		○					
	鈴木隆之	○	○	○	○					
	森田芳玄	○	○					○		

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区九段南一丁目6番5号

九段会館テラス

コンファレンス&バンケット 3階 302-茜

現地連絡先：03-6260-9110



交通	「九段下駅」	4番出口	徒歩1分 (東京メトロ 半蔵門線・東西線)
	「九段下駅」	4番出口	徒歩1分 (都営地下鉄 新宿線)